

## 畜産農家の皆様へのお願い

～海外から口蹄疫、アフリカ豚コレラ、鳥インフルエンザなどの病気を侵入させないために～

- 口蹄疫、アフリカ豚コレラ、鳥インフルエンザ等の発生地域からの生肉、加工・調理した肉、ハム・ソーセージ等の肉製品は法律で**輸入が禁止**されており、国際郵便でも持ち込めません。
- 国際郵便物による輸入禁止畜産物の持込を防止するため、国際郵便が届いたら、肉製品等が入っていないことを**確認**するようお願いいたします。
- 肉製品などを国内に持ち込む時、手荷物の中に輸入申告のない肉製品などの畜産物が確認された場合や輸入検査を受けずに畜産物を持ち込んだ場合には、**罰則の対象**になります。

ご家族や従業員等にも**周知**をお願いします。



国際郵便の例



禁止品の例

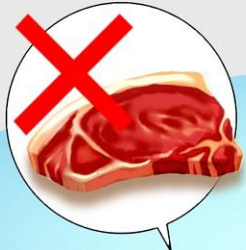
お問い合わせは山梨県西部家畜保健衛生所まで

電話：0551-22-0771 FAX：0551-22-6728

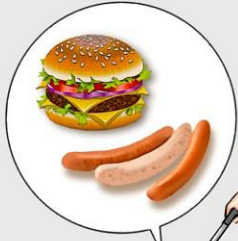
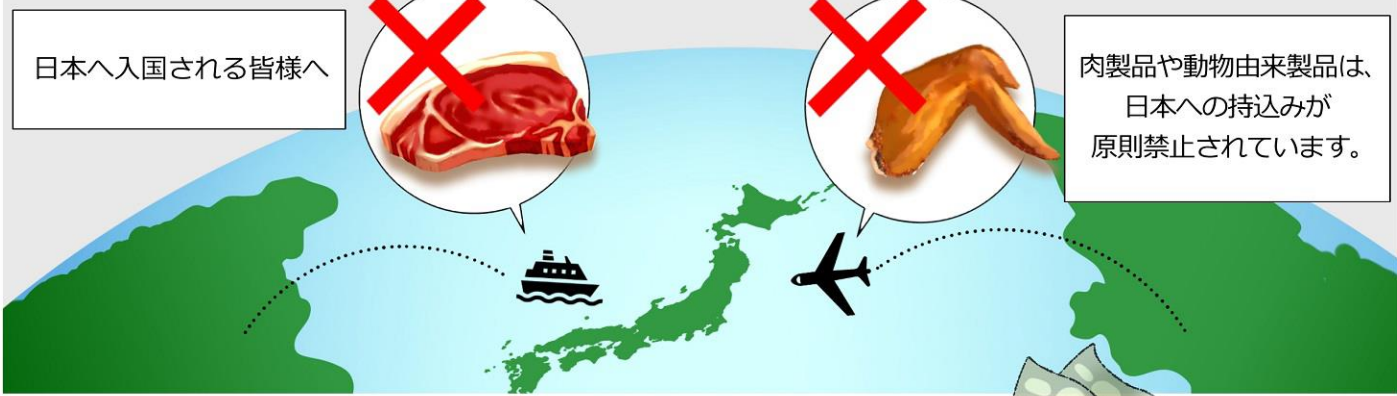
夜間・土日・休日の連絡先：090-5564-1018

土日・休日の連絡先：090-5568-0817

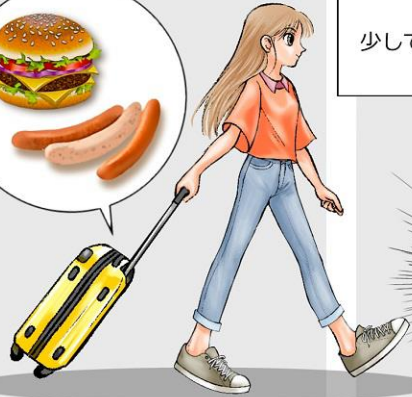
日本へ入国される皆様へ



肉製品や動物由来製品は、  
日本への持込みが  
原則禁止されています。



少しでも肉を含むものは



罰則の対象です。

海外で使用して汚れた  
作業着、長靴等



持ってこないでください。



**畜産物を違法に持ち込むと、3年以下の懲役又は  
300万円以下(法人の場合5000万円以下)の罰金  
の対象となります。**

なお、輸入できない畜産物を持っている場合、入国が認められないことがあります。

日本国農林水産省動物検疫所  
<https://www.maff.go.jp/aqs>

